甲突川流域水害対策計画（素案）
概要資料

令和8年11月

流域水害対策計画について（特定都市河川浸水被害対策法第４条）

○　特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画(以下「流域水害対策計画」という。)を定めなければならない。

○流域水害対策計画において定める事項（特定都市河川浸水被害対策法第４条第２項）

基本的事項

- 一　計画期間
- 二　浸水被害対策の基本方針
- 三　都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
- 四　都市浸水想定

河川管理者

- 五　特定都市河川の整備
- 六　河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

下水道管理者

- 七　特定都市下水道の整備
- 十　特定都市下水道のポンプ施設の操作

地方公共団体
民間事業者等

- 八　河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透

九　雨水貯留浸透施設整備計画の同項の認定に関する基本的事項

- 十一　都市浸水想定の区域における土地の利用
- 十二　貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定の方針
- 十三　浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置
- 十四　その他浸水被害の防止を図るために必要な措置

甲突川流域水害対策計画（素案）の構成

○　甲突川流域水害対策計画（素案）については、甲突川流域における浸水被害対策を総合的に推進するため、特定都市河川浸水被害対策法第４条第２項一から十四において掲げる事項等を定めるものとする。

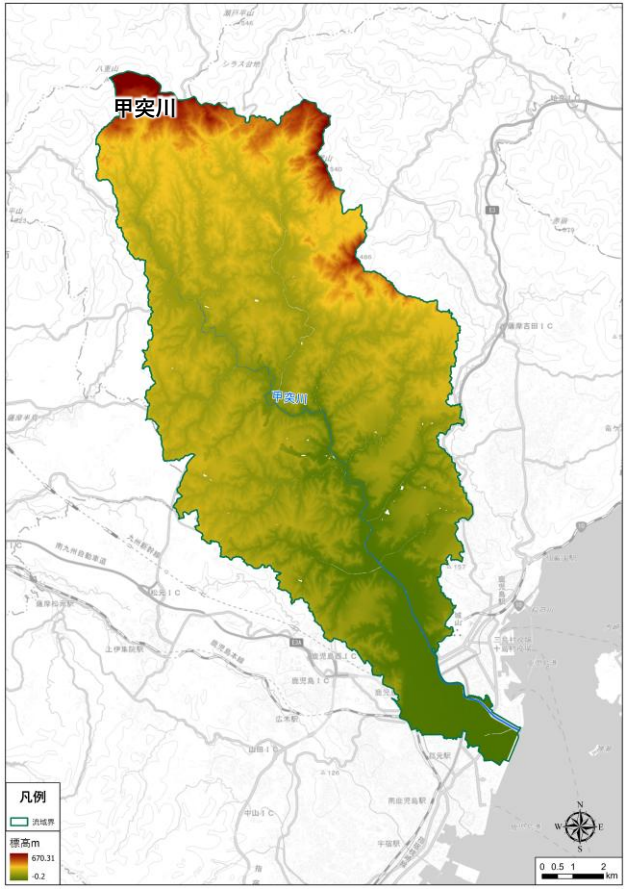
甲突川流域水害対策計画の構成		特定都市河川浸水被害対策法 第４条第２項に掲げられた該当事項
第１章	甲突川流域の現状と課題	
第２章	甲突川流域における浸水被害対策の基本方針	一，二，三
第３章	都市浸水想定	四
第４章	特定都市河川の整備に関する事項	五
第５章	河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	六
第６章	特定都市下水道の整備に関する事項	七
第７章	河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	八
第８章	雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	九
第９章	特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項	十
第10章	都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項	十一
第11章	貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	十二
第12章	浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置	十三
第13章	その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	十四

第1章 特定都市河川流域の現状と課題

1.1.1 特定都市河川流域の概要

○　甲突川は、鹿児島市の北西に位置する八重山を源流とし、油須木川や川田川、長井田川、山崎川、幸加木川などの支川を合流し、鹿児島市中心市街地を貫流して鹿児島湾に流入する幹川流路延長24.6km、流域面積は106.25km2の二級河川。

○　上流から中流域にかけての河川沿いは狭小な三角州性低地を形成して水田地帯が広がり、下流域は鹿児島市街地周辺で海岸線に向けて放射状に低地が広がるなか、 九州新幹線、JR鹿児島本線、国道3号、国道10号などの主要な交通機関を含めた人家・資産が集中している状況。



甲突川流域の標高図



甲突川流域の衛星写真

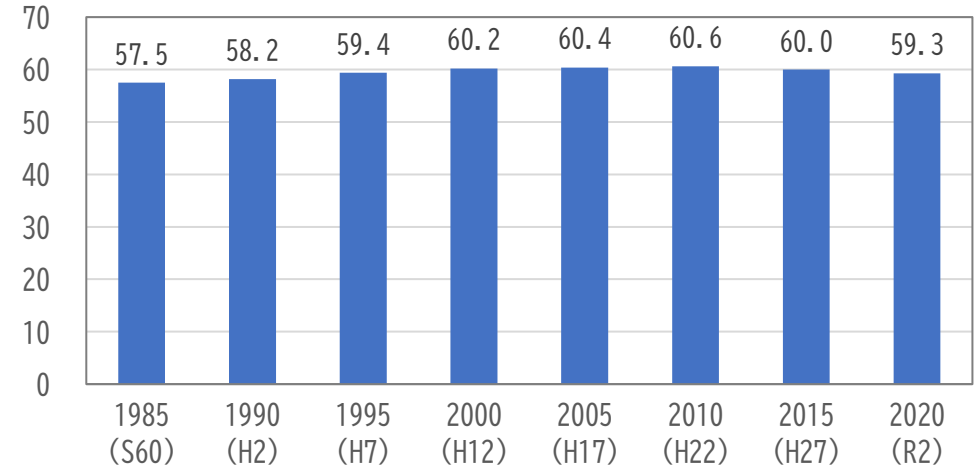
第1章 特定都市河川流域の現状と課題

1.1.1 特定都市河川流域の概要

○　甲突川流域のほぼ全域を占める鹿児島市の人口は、近年わずかに減少傾向であり、令和２年時点では約59万人。また、人口は市街化区域に概ね集中。甲突川流域における人口は、令和２年時点で約17万5千人。

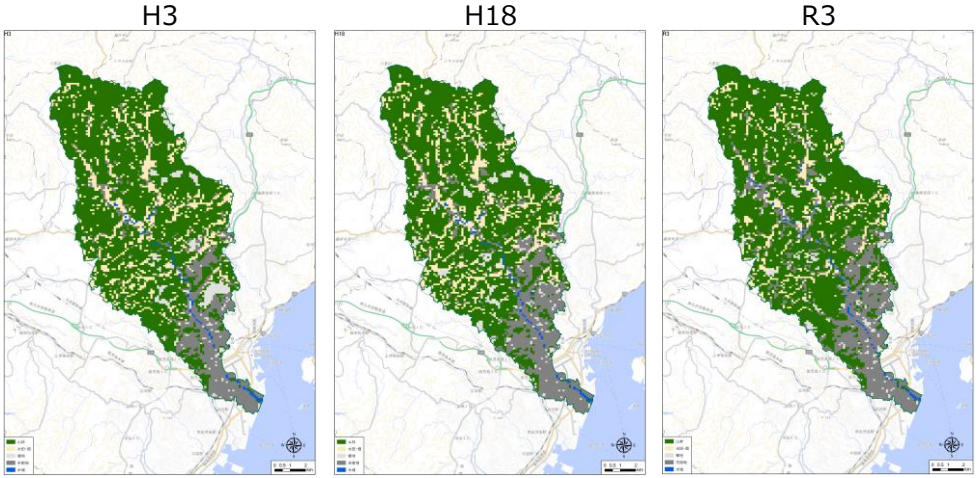
○　甲突川流域の土地利用状況については、昭和51年から令和３年にかけて市街地割合が約10%増加し、山林・水田・畑地の割合が約10%減少しており、都市化が進んでいる状況。

鹿児島市における人口の推移



※国勢調査（2004（平成 16）年に合併した 5 町を含む。）より

土地利用の変遷図

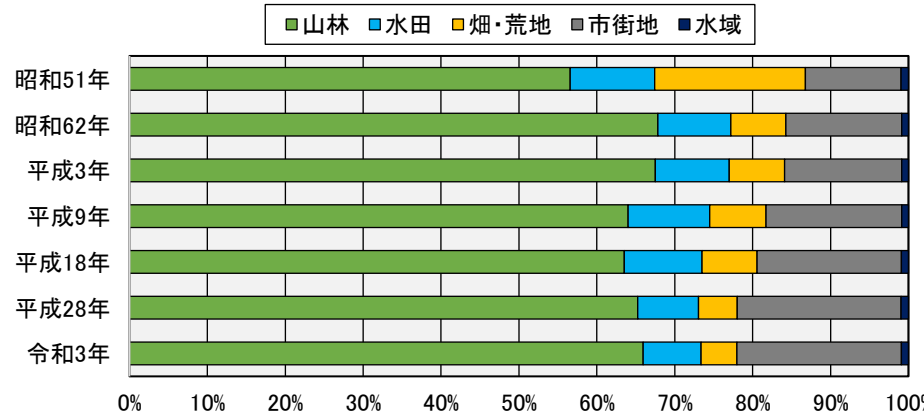


鹿児島市における区域別人口の推移

区域	2000年（H12）	2005年（H17）	2010年（H22）	2015年（H27）
市街化区域	85.1%	85.1%	84.8%	84.8%
市街化調整区域	6.7%	6.7%	7.1%	7.6%
用途地域（非線引）	1.4%	1.4%	2.1%	2.2%
用途地域外（非線引）	5.1%	5.1%	4.5%	4.5%
都市計画区域外	1.8%	1.7%	1.5%	1.3%

※鹿児島市第二次かごしま都市マスタープランより

甲突川流域の土地利用状況の推移



第1章 特定都市河川流域の現状と課題

1.1.1 特定都市河川流域の概要

○　鹿児島市では、平成13年に「かごしま都市マスタープラン」を策定し、平成16年の市町合併に伴い、平成19年に改訂を行ったほか、平成29年には都市マスタープランの一部である「かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」を策定し、これらのプランに基づき、都市づくりを進めてきた。

○　令和４年には、「かごしま都市マスタープラン」が策定当初の目標年次を迎えたことから、これまでの都市づくりの視点に、社会経済情勢の変化など、時代の潮流を見据えた新たな視点を加えた上で、「第二次かごしま都市マスタープラン」を策定し、「成熟した持続可能な都市づくり」、また「多様な主体による協働の都市づくり」という基本理念のもと、都市づくりを推進。

第二次かごしま都市マスタープラン



1．都市づくりの基本理念

第Ⅰ章で整理した都市づくりの方向性のうち、都市づくりの全体にかかる視点である２項目を「都市づくりの基本理念」に位置づけます。

基本理念１　成熟した持続可能な都市づくり

「都市経営」の観点から、都市の活力を生み出す取組を進めます。

「成長・拡大の都市づくり」から「成熟・持続可能な都市づくり」への転換を図り、人口減少・超高齢社会が進行する中においても、時代の変化に対応し、将来にわたって健全な暮らしが可能となるよう「都市経営」の視点を取り入れながら、活力を生み出す都市づくりに取り組みます。

そのため、様々な面で情報通信などの技術革新による新たな技術を取り入れ、財政の健全化と公共サービスのバランスを考慮しながら、大規模な感染症を踏まえたニューノーマル（新しい日常）に対応した都市づくりを進めます。

基本理念２　多様な主体による協働の都市づくり

「地域共創」の観点から、地域の価値を向上させる取組を進めます。

市民や地域団体、大学、事業者、行政などの多様な主体が自ら考え、協力しながら、一体的に取り組めるよう「地域共創」の視点を取り入れながら、地域の価値を向上させる都市づくりに取り組みます。

行政は、都市づくりに関する情報を市民などと共有するとともに、協働を促進するための環境づくりに取り組みます。

市民・地域は、都市づくりに関心を持ち、地域の魅力を自ら考え、地域主体の都市づくりに進んで参加します。

事業者・団体などは、市民や行政と連携して、積極的に都市づくりに取り組みます。

2．都市づくりの基本目標

第Ⅰ章で整理した都市づくりの方向性のうち、都市づくりのテーマである５項目を「都市づくりの基本目標」に位置づけます。

基本目標１　コンパクトで暮らしやすい都市

○中心市街地や地域の拠点などに都市機能を誘導するとともに、交通の利便性の高い地域などに居住を誘導することによって、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
○公共施設等は、長期的な視点をもって、更新や長寿命化等を計画的に行うとともに、整備・運営に民間の資金などの導入を推進します。
○増加する空き家や空き地等は、都市づくりの資源として活用を図ります。

基本目標２　快適で移動しやすい都市

○主要幹線道路の整備促進などにより、市民活動を支える道路交通環境の形成を図ります。
○利便性・効率性が高い公共交通環境の形成を図ります。
○誰もが安全で快適に移動できる交通環境の形成や、車中心から人中心への交通環境の転換を図ります。

基本目標３　にぎわいと活力のある都市

○中心市街地等への都市機能の集積により、県都としてふさわしい広域的な拠点形成を図ります。
○居心地がよく歩きたくなる環境づくりや地域資源を活用した観光振興などにより、都市の活力の向上を図ります。
○産業の成長を促進させる都市づくりを進めるとともに、新たな生活様式に対応した多様で柔軟な働き方を促進する仕組みづくりや、未来の活力となる次世代を育む生活環境の形成を図ります。

基本目標４　安心・安全な都市

○風水害、桜島爆発・降灰や地震・火災などの災害に強い都市の形成を図ります。
○大規模な自然災害が発生した際には早期に復旧・復興ができる都市の形成を図ります。
○空き家等の対策や地域の防犯体制の向上など、暮らしの安全などに配慮した都市の形成を図ります。

基本目標５　自然・歴史・文化を生かした都市

○歴史・文化資源や自然環境を保全・活用して良好な都市景観や自然環境と触れ合う場などを形成し、魅力あふれる都市の形成を図ります。
○緑豊かな美しい都市づくりに取り組み、うるおいと彩りを感じられる環境の創出を図ります。
○「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて、脱炭素型の環境に配慮した効率的な都市の形成を図ります。

第1章 特定都市河川流域の現状と課題

1.1.1 特定都市河川流域の概要

○　「第二次かごしま都市マスタープラン」における地域別構想のうち、甲突川下流域である中央地区の構想として、浸水への備えが必要な甲突川の流域では、総合的な治水対策を図ることとしている。
○ また、甲突川中流域である城西地区及び伊敷地域においては、下流域と同様、総合的な治水対策を図るとともに、自然環境、景観、河川環境の保全を図ることとしている。

【中央地区のまちづくりの資源と主要課題図】



【中央地区のまちづくり構想抜粋】

自然災害に備えた中心市街地の形成

○浸水への備えが必要な甲突川の流域では、総合的な治水対策を図ります。
○緊急輸送道路を中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。
○商店街アーケードの整備促進など、降灰時でも安心して買い物ができる環境整備を図ります。
○一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進など、自然災害に備えた環境整備を図ります。

【城西地区のまちづくり構想抜粋】

甲突川や護国神社周辺などの自然環境の保全・活用

○市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
○公園の再整備などによる広く市民に親しまれる公園の充実を図ります。
○甲突川や護国神社周辺などの市街地に残された貴重な自然環境の保全を図ります。
○甲突川沿岸などの良好な景観の保全を図ります。
○かごしま環境未来館を活用し、環境学習や環境保全活動を推進します。
○旧島津氏玉里邸庭園などの地域資源の活用を図ります。

【伊敷地域のまちづくり構想抜粋】

甲突川などの良好な自然環境の保全・活用

○市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
○公園の再整備などによる広く市民に親しまれる公園の充実を図ります。
○恵まれた山林や甲突川などの河川環境の保全を図ります。
○都市農業センターなどの自然を生かした施設の活用による交流の促進を図ります。
○地域の特性を生かした農業振興やグリーン・ツーリズムを推進します。

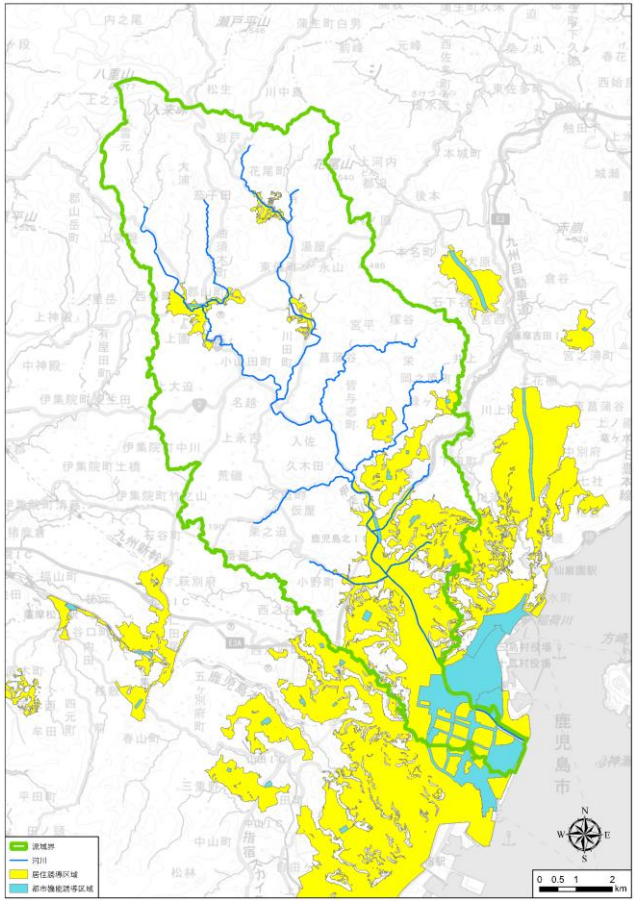
第1章 特定都市河川流域の現状と課題

1.1.1 特定都市河川流域の概要

○　鹿児島市では多様な都市機能が集約され、生涯にわたり誰もが安心して快適に暮らすことのできるコンパクトで魅力あふれるまちづくりの実現に向け、平成29年３月に「かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」を策定。

○　また、頻発・激甚化する自然災害への対応や都市の魅力を向上させるため、令和２年に改正された「都市再生特別措置法」や、令和４年度からスタートした「第六次鹿児島市総合計画」及び「第二次かごしま都市マスタープラン」を踏まえて、令和６年３月に立地適正化計画を改定し、都市の防災に関する機能の確保を図るため「防災指針」を位置づけるなどの見直しを行っている。

甲突川流域における居住誘導区域・都市機能誘導区域



かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）における防災まちづくりの取組方針

■全般

【回避】災害リスクの低減が困難な区域については、居住誘導区域に含まないこととし、今後の土地利用の動向を踏まえて、市街化調整区域への編入などの土地利用規制を検討する。

■洪水

（洪水浸水想定区域）

【低減】国土強靭化地域計画や流域治水プロジェクト等による防災・減災対策を講じて安全性を確保する。

【低減】以下の特性を有する居住誘導区域内の地域に対して、地域の防災力向上や、土地のリスク情報の充実・提供などに関する重点的な取組の実施等を検討する。

・予測される浸水深に対して、立地する建物の階数等の状況から、多数の建物について垂直避難が困難になることが予想される地域
（中心市街地や国道３号沿道など、想定最大規模の洪水浸水想定で浸水深 3m 以上となる地域）

・家屋倒壊等氾濫想定区域となっている地域

■土砂災害

（災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域）

【回避】開発行為の制限などの開発許可制度の適切な運用等により、都市的な土地利用の抑制を図る。

【回避】既存住宅の移転を促進する方策等について検討する。

（土砂災害警戒区域）

【低減】国土強靭化地域計画等による防災・減災対策を講じて安全性を確保する。

【低減】地域の防災力向上や、土地のリスク情報の充実・提供などに関する重点的な取組の実施等を検討する。

■その他

（大規模盛土造成地、液状化危険度の高い区域）

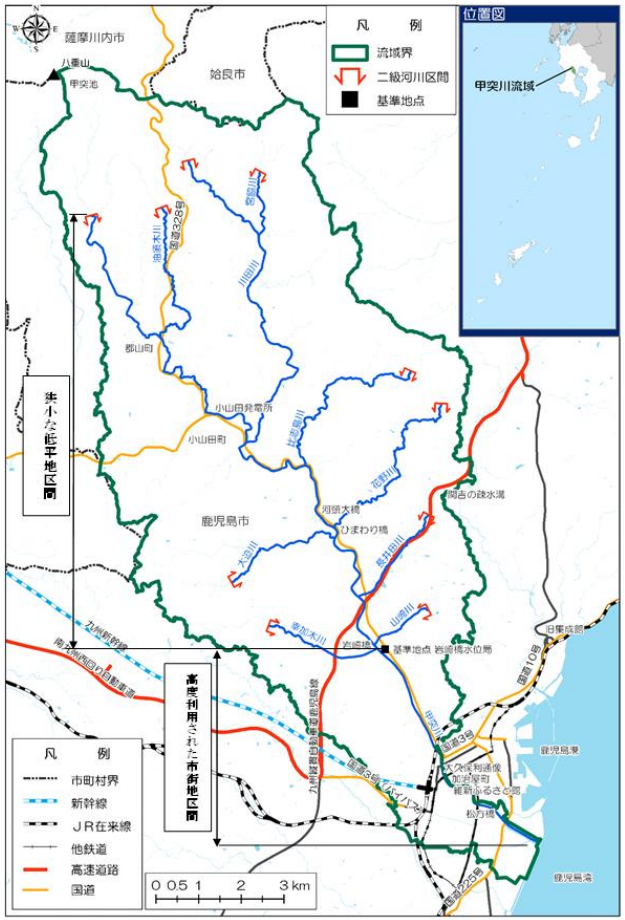
【低減】ただちに危険であるとは限らないことから、住民の防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減につながるよう周知活動等の取組を行う。

第1章 特定都市河川流域の現状と課題

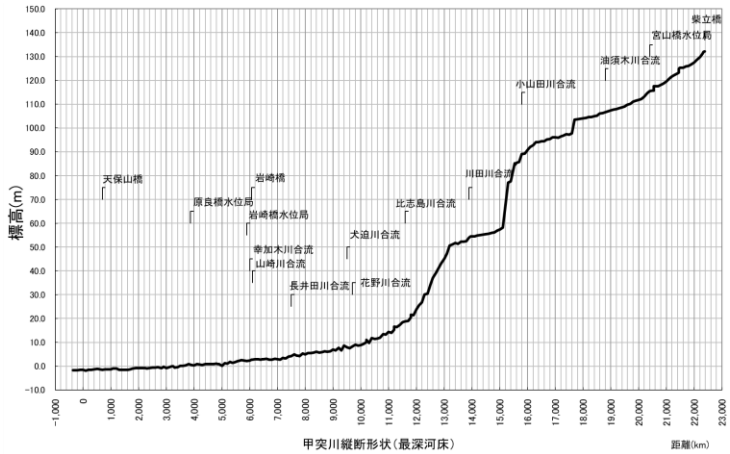
1.1.2 特定都市河川（甲突川）の概要

○　甲突川は、上流域の山地・丘陵地から、左支川川田川や花野川、右支川幸加木川等を合流しながら谷間を流下した後、JR鹿児島本線や国道225号などの主要な交通機関を横断するとともに高度利用された市の中心市街地を貫流して鹿児島湾に至る幹川流路延長24.6kmの二級河川である。

○　甲突川の河道形態については、中流部の山間地形や岩盤露頭により河床高が固定化されており、急勾配箇所とその上流の緩勾配区間が交互に連続している縦断形状を有している。下流域は、緩勾配で緩やかに流下し、左右岸へ拡散する形となっている。



河川	上流端	下流端	延長(km)
甲突川	郡山町の八重山中腹の甲突池	鹿児島湾	24.6



甲突川縦断図





1.1.3 特定都市下水道（甲突川へ雨水を放流する下水道）の概要

○　鹿児島市の公共下水道（雨水）は、昭和21年に着手した戦災復興土地区画整理事業の進捗に伴い水路等が整備されるようになり、それまで豪雨のたびに受けていた浸水被害は次第に減少。

○　雨水整備については、公共下水道事業計画に基づき進めており、計画確率年を10年として、令和６年度末の時点で、鹿児島市全体の雨水の事業計画区域面積7,475haのうち、整備面積は5,451ha、整備率は72.9%となっている。

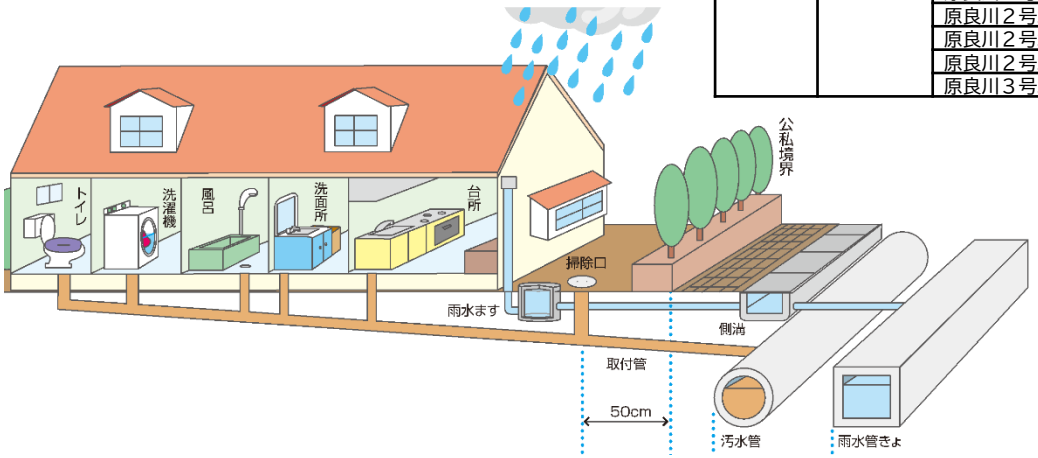
○　なお、下水の排除方式については、汚水と雨水を別々に排除する分流式を採用している。

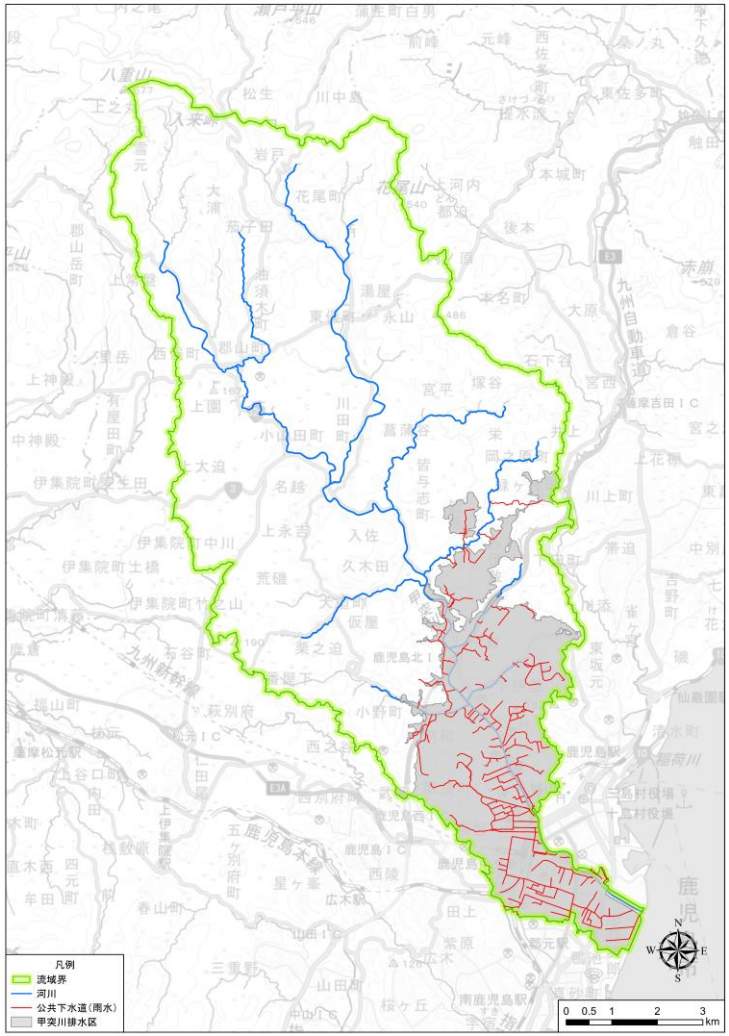
○　甲突川排水区の面積は1,835ha、放流する主な管きょ（雨水）は右表のとおり。

甲突川流域の主要な管きょ

排水区の名称	排除方式	管きょの名称
甲突川排水区	分流式	草牟田小前水路
		護国神社前水路
		玉里水路
		玉里水路第２支線
		伊敷中前２号水路
		日当平水路
		玉里団地１号水路
		玉里団地１号水路第１支線
		日当平団地水路
		伊敷水路
		伊敷水路第１支線
		伊敷台１号水路
		千年団地水路
		千年団地水路第１支線
		花野千年団地１号水路
		花野伊敷団地２号水路
		緑ヶ丘団地水路
		花野団地水路
		与次郎北部水路
		荒田川水路
		荒田川水路第７支線
		荒田川水路第13支線
		高麗川水路
		西駅前水路
		黒田川水路
		西田川２号水路
		西田川２号水路第１支線
		原良川１号水路
		原良川２号水路
		原良川２号水路第４支線
		原良川２号水路第５支線
		原良川３号水路

鹿児島市の下水排除方式（分流式）



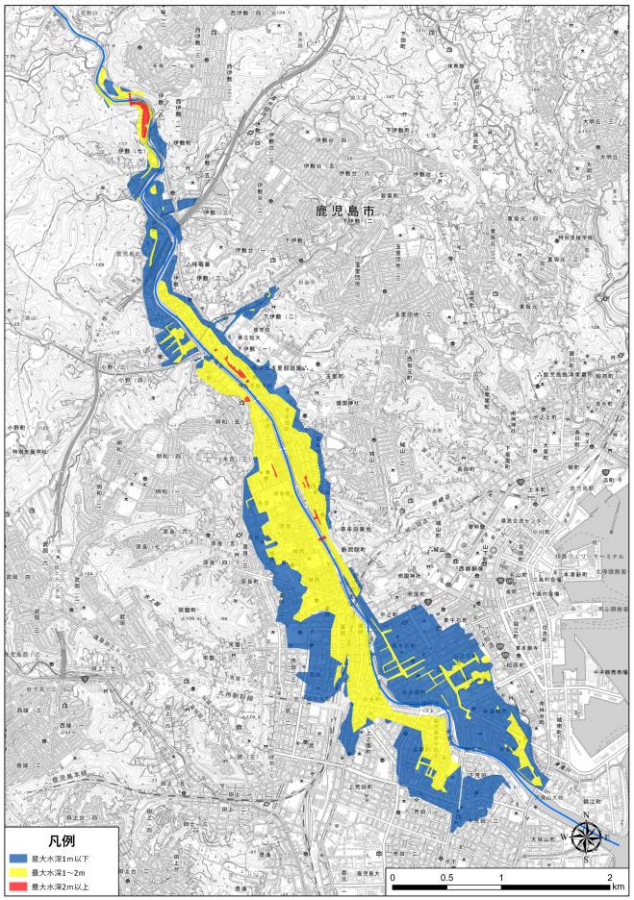


甲突川流域に係る公共下水道（雨水）位置図

1.2 甲突川流域における過去の浸水被害の状況

○　甲突川では台風や梅雨期の集中豪雨等により外水及び内水氾濫を繰り返して浸水被害を受けている。
○　平成５年８月６日の水害では時間雨量56.0mm、日雨量259.0mmを記録し、家屋の倒壊や流失、また車が流されるなど、氾濫流が下流域の市街地を襲い、家屋浸水が11,586戸に及び甚大な被害となった。
○　また近年では、令和元年7月の時間雨量39.5mm、24時間雨量376.0mmの豪雨により、中流域の水田地帯において、浸水被害が発生している。

平成５年８月豪雨における浸水被害状況（下流域）




石橋の流失（新上橋）H5.8.6出水



国道3号の冠水状況（草牟田付近）H5.8.6出水

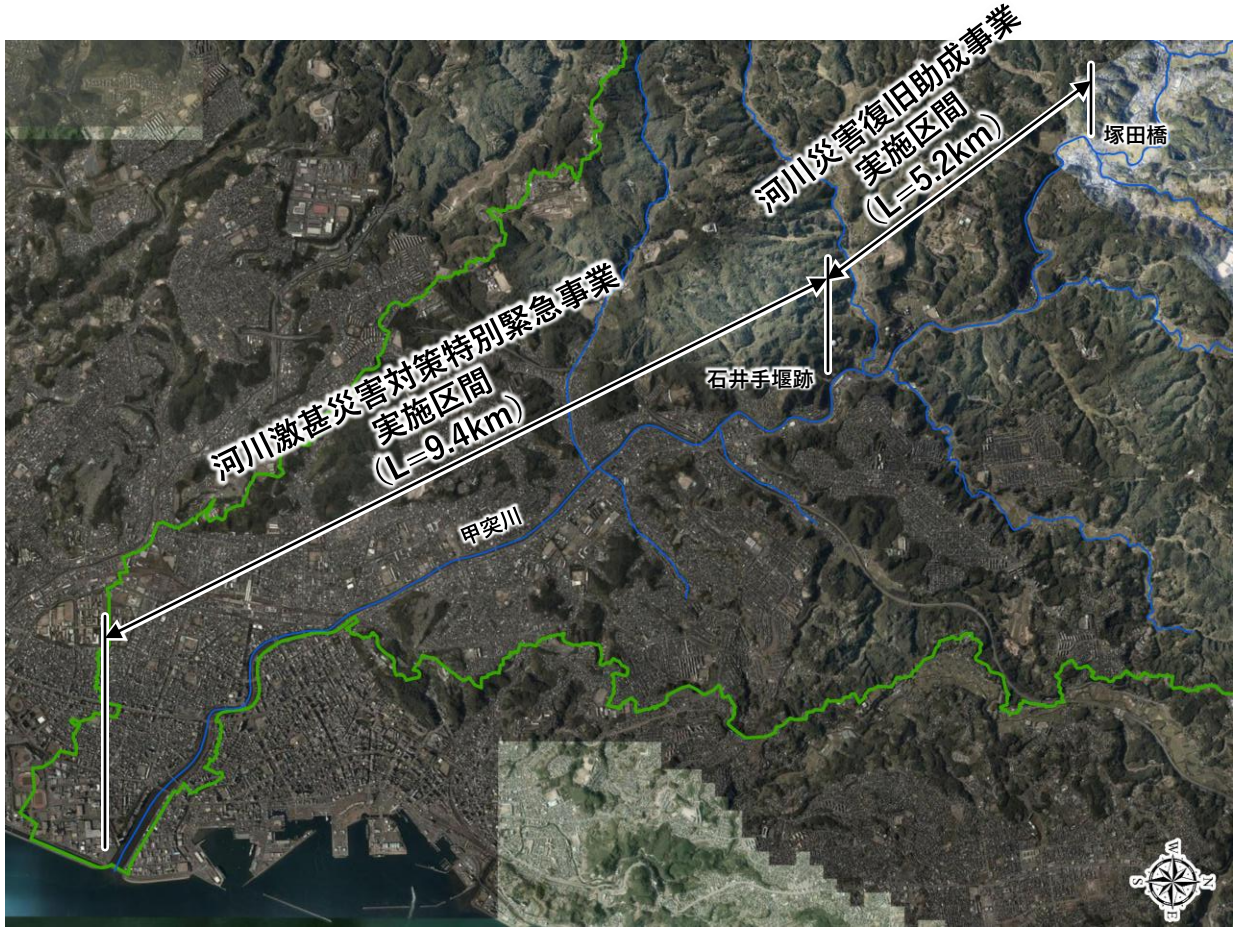

名越地区の河道侵食状況 H5.8.6出水


家屋の倒壊（河頭橋上流）H5.8.6出水

1.3 甲突川流域におけるこれまでの主な浸水被害対策の沿革

○　甲突川では、昭和44年６月の出水を契機として、昭和45年から河川改修事業に着手。
○　平成５年８月６日の出水により甚大な洪水被害が発生したことから、平成５年度から河川激甚災害対策特別緊急事業、河川災害復旧助成事業等により、河口から塚田橋付近までの河道改修を完了。

甲突川の整備状況







第1章 特定都市河川流域の現状と課題

1.3 甲突川流域におけるこれまでの主な浸水被害対策の沿革

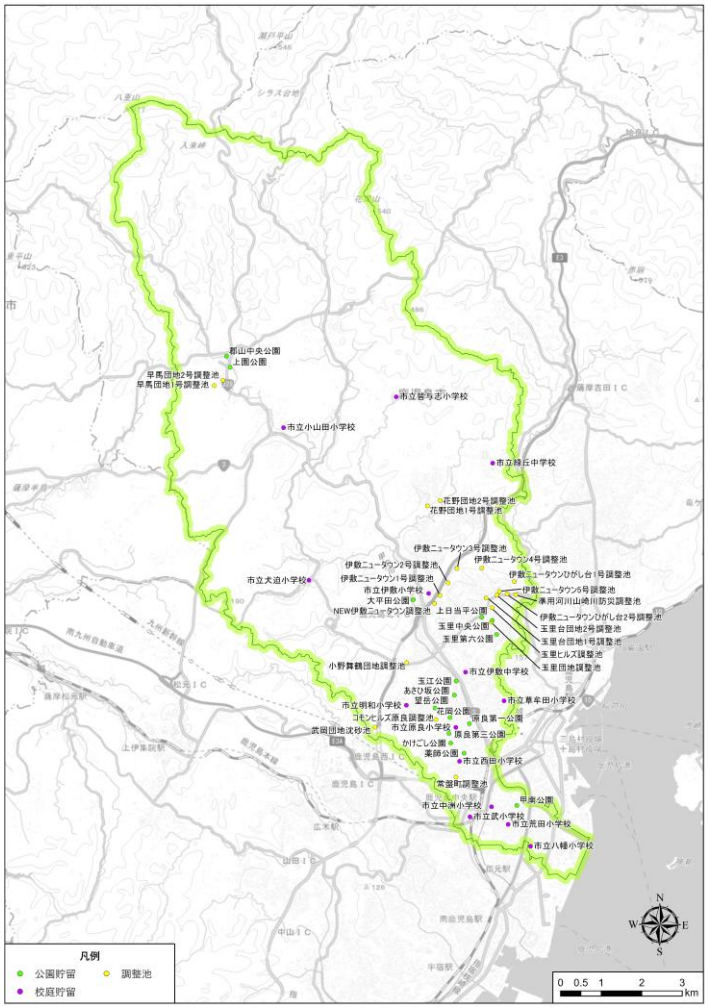
○　雨水の流出を抑制するため、甲突川流域においては調整池等（21施設）、公園貯留（15施設）、校庭貯留（14施設）といった様々な流出抑制対策を実施している。





「甲突川激特事業の記録」平成15年8月

流出抑制対策の位置図



番号	名称	種類
1	玉里台1号調整池	調整池
2	花野団地1号調整池	
3	常盤町調整池	
4	準用河川山崎川防災調整池	
5	玉里台2号調整池	
6	伊敷ニュータウン2号調整池	
7	伊敷ニュータウン5号調整池	
8	早馬団地2号調整池	
9	伊敷ニュータウンひがし台1号調整池	
10	玉里ヒルズ調整池	
11	伊敷ニュータウン4号調整池	
12	早馬団地1号調整池	
13	NEW伊敷ニュータウン調整池	
14	小野舞鶴団地調整池	
15	花野団地2号調整池	
16	伊敷ニュータウンひがし台2号調整池	
17	伊敷ニュータウン1号調整池	

番号	名称	種類
18	伊敷ニュータウン3号調整池	調整池
19	玉里団地調整池	
20	コモンヒルズ原良調整池	
21	武岡団地沈砂池	
22	あさひ坂公園	公園貯留
23	上園公園	
24	大平田公園	
25	かけごし公園	
26	上日当平公園	
27	甲南公園	
28	郡山中央公園	
29	玉江公園	
30	玉里第六公園	
31	花岡公園	
32	原良第一公園	
33	原良第三公園	
34	望岳公園	

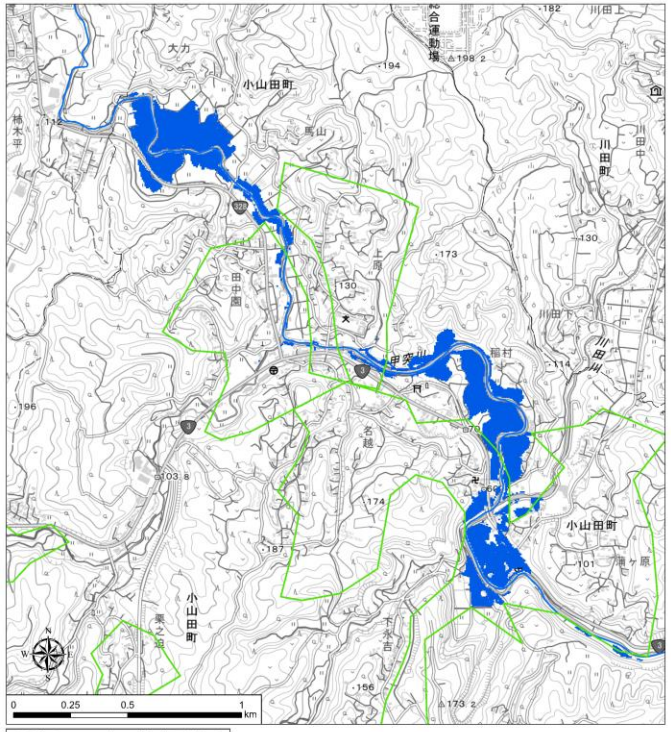
番号	名称	種類
35	薬師公園	貯留公園
36	玉里中央公園	
37	伊敷小学校	校庭貯留
38	伊敷中学校	
39	草牟田小学校	
40	西田小学校	
41	原良小学校	
42	中洲小学校	
43	八幡小学校	
44	明和小学校	
45	武小学校	
46	小山田小学校	
47	犬迫小学校	
48	緑丘中学校	
49	皆与志小学校	
50	荒田小学校	

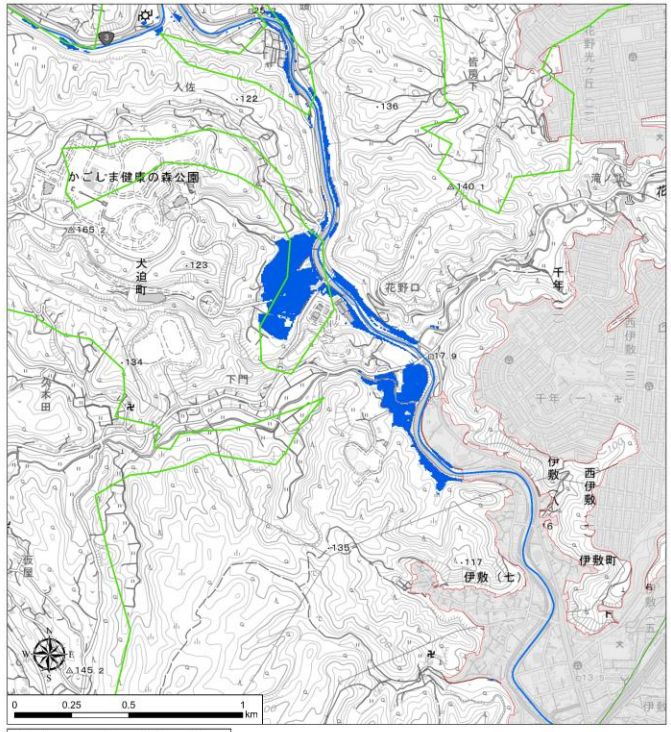
第1章 特定都市河川流域の現状と課題

1.3 甲突川流域におけるこれまでの主な浸水被害対策の沿革

○　鹿児島市においては、令和６年４月１日より、都市計画法施行令第29条の９第６号に基づき、市において定義した浸水イエローゾーン（市街化調整区域における洪水浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深3メートル以上の区域）が指定され、市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の区域等での分譲住宅等の建築が原則禁止。

浸水イエローゾーン指定区域図（甲突川沿川）





規制の対象

市街化調整区域のうち浸水イエローゾーン内では、

・鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例第2条第7号に基づく住宅建築（連たん住宅）
・鹿児島市開発審査会提案基準第13号に基づく住宅建築（既存宅地）

が原則禁止。

緩和基準

下記の安全上及び避難上の対策を実施することで、都市計画法第34条第14号（開発審査会）に基づく開発許可等が可能

・自己居住用の住宅等であること。
・連たん住宅、または既存宅地の規定（都市計画法施行令第29条の9第6号を除く）を満たすこと。
・安全対策として、床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けること
・避難計画を作成し、提出すること。

1.4 甲突川流域の課題

【流域の課題】

○　甲突川下流域においては、人口・資産が集中しており、また将来的にも人口密度を維持していく居住誘導区域に指定されていることから、浸水被害対策の推進が必要。

○　都市化が進む中、流域における雨水の貯留機能を確保するため、貯留施設等の設置や、土地が元来有している貯留機能の保全などを図る必要がある。

【河川の課題】

○　甲突川は、過去の洪水被害を受けて河川整備を進めてきたが、資産の集中や気候変動に伴う想定を超える規模の豪雨の発生が予想され、更なる安全性の確保が望まれている。

○　甲突川下流は市街地部であり、沿川は人家等が連担していることから、現河道をさらに拡幅することは困難。

○　甲突川中上流においては、近年、水田の浸水被害が発生していることから，周囲の人家への浸水被害拡大防止等を図る必要がある。また，河川沿川を中心とした中上流域の土地が持つ貯留機能の確保についても検討する必要がある。

【下水道の課題】

○　公共下水道事業（雨水）により浸水対策を行ってきたものの、まだ能力が不足する箇所があることから、今後も計画降雨に対する整備を推進する必要がある。